

増田裕一 副委員長

大きく分けて2つほどお尋ねしたいと思います。

まず、産業商工会館につきまして、基本的なことをお尋ねしたいんですけれども、その設置目的と今現在の利用時間について教えてください。

産業経済課長

まず設置目的でございますけれども、設置目的につきましては条例のほうで規定されてございます。産業商工会館でございますが、「杉並区における産業の振興発展を図るため」という形になってございます。

開館時間でございますけれども、開館時間につきましては規則のほうで定めてございます。午前9時から午後9時までという形になってございますけれども、1時間程度の延長を認めておりまして、実質的には午後10時までという形になってございます。

増田裕一 副委員長

商売を営まれている方というのは大変朝も早いですし、夜も大変遅いんですね。私も商店会の会合とかに顔を出させていただく機会もあるんですけども、大体8時ぐらいから会合が始まります。そういう意味で、1時間ほど延長されているということは安心するなというのもあるんですけども、朝早いという意味では、今後そこら辺は検討していかなければいけないことかなというふうに思います。

今後、より詳細に仕様のほうを協議されていくことと思うんですけども、スケジュールはどのようになっていますでしょうか。

産業経済課長

今議会にこの議案を提出して、可決をしていただければ、今後、運営協議会側と詳細について相談をいたしまして、協定書を締結する予定でございます。早急にしたいと思っております。年内くらいには協定書を締結したいというふうに考えてございます。

増田裕一 副委員長

議案第75号杉並区立産業商工会館の指定管理者の指定について、賛成の立場から意見を申し述べます。

施設の設置目的、そして施設の性格上、これまでどおり、提案のあった指定管理者で行っていくことが適当であるというふうに判断をいたします。

以下、要望を述べさせていただきますが、区民の方から、利用時間について利用開始時間の前倒しなどの意見が寄せられております。質疑でもお尋ねいたしましたが、産業商工会館を設置した本来の目的からしますと、そうしたご意見にも妥当性があると受けとめております。指定管理者との仕様の協議については今後行うとのことですので、指摘の点も踏まえて協議していただくことを要望いたします。

以上をもちまして意見開陳とさせていただきます。

増田裕一 副委員長

20請願第7号「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の採択を求めることに関する請願について、民主党杉並区議団を代表して、採択の立場から意見を申し述べます。

消費者行政の拡充については、現在、国会においては、政府が提案する消費者庁構想と、私ども民主党が提案をする消費者権利院構想との間で議論が交わされ、その途上でありま

す。しかしながら、このたびの請願については、その願意を検証いたしますとおおむね賛同でき、また消費者の立場を保護するという立場を共有するものであり、採択といたします。

以上をもちまして意見開陳とさせていただきます。

増田裕一 副委員長

20請願第8号消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることに関する請願について、趣旨採択の立場から意見を申し述べます。

先ほども20請願第7号でも述べましたとおり、このたびの請願についてはおおむね賛同できるものでありますが、区の予算措置を伴うものであり、庁内での検討を要するもので、趣旨採択といたします。

以上をもちまして意見開陳とさせていただきます。